

第4回 医学研究等における個人情報 の取扱い等に関する合同会議	資料1
平成28年7月4日	

第3回合同会議における主なご意見

第3回合同会議における主なご意見（1/2）

➤ 第3回合同会議における主なご意見は以下のとおり。

＜匿名化の定義関係＞ 資料2-1にて補足説明

主なご意見	
1	指針で使用されている用語と法律で使用されている用語の関係を含めて整理して欲しい。共通の認識を持った方が良い。
2	匿名化の概念を2つに分けるのであれば、名称は変えた方が良いのではないか。どの時期の言葉の定義を使用しているか分からず、混乱を招く。
3	第3回資料3-1及び3-2の案1～3について、文章ではなく図式化して誤解のないようにして欲しい。
4	現行指針と指針見直し案でどのように異なるのか具体例も交えて示して欲しい。加えて、条文にするとどのようになるのかも示して欲しい。
5	レセプトのナショナルデータベース（NDB）のデータは、どれだけ匿名化しても、非常に珍しい病名や薬名が残ってしまい、特定の個人を識別できる可能性がある。（第3回資料3-1案3関係）
6	個人情報や要配慮個人情報の範囲は将来的に変わる可能性がある。科学技術の進展や利用の仕方によっては、どこまでが個人情報か分からないため、個体から出てきた情報は全て個人情報と考える必要があるのではないか。（第3回資料3-1案3関係）
7	項目が少ないデータで、必ずしも全ての人を特定できるということは有り得ないため、非個人情報が研究の世界では有り得ないという位置付けには無理がある。（第3回資料3-1案3関係）
8	個人情報に該当する範囲が広がった場合、個人情報の開示等の請求に対応しなければならない範囲が広がるという影響がある。（第3回資料3-1案3関係）
9	既に連結不可能匿名化された情報などは、これまでの取扱いとこれからの取扱いに矛盾が生じるならば、これまでの取扱いを問題ないと整理できれば安心できるのではないか。

第3回合同会議における主なご意見（2/2）

<特別法関係> 中長期課題

主なご意見	
10	個人情報法が改正されて、例外規定で対応する、というのは小手先の話のため、何かある度にこのような手当を してはととても回らない。数年後を目指して、特別法の立法を考えて欲しい。

<その他ご意見>

主なご意見	
11	個人情報漏えいして差別や不利益なことが起きるとするのが問題であり、単に個人情報だから厳しくしよう という観点で考えるのではなく、個人情報を守りながらどのように研究を進めていくかという観点が必要。
12	国民の権利を守る必要がある。医療情報等を研究に用いる場合に公益になるということ、権利を侵害しない で研究に用いるためにどうすべきか、という観点が重要。